

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

企画推進委員会女性部会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は、企画推進委員会女性部会と称する。

(所属)

第2条 この部会は、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会（以下「この法人」という。）企画推進委員会（以下「企画推進委員会」という。）に所属する。

(目的)

第3条 この部会は、次代を担う人材の育成のためこの法人の実施する事業活動に参画するとともに、部会相互の親睦・連携を図り、資質の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この部会は、次の事業を行う。

- (1) 部会員相互の事業の連絡提携・情報交換
- (2) 各種講演会、研究会、見学会等の開催
- (3) その他、知識の向上及び社会貢献をはかるために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この部会の会員は、この法人に所属する女性正会員及び女性準会員並びに女性従業員のうちより、この部会の趣旨に賛同した者をもって構成する。

第3章 役員

(役員)

第6条 この部会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-------|
| (1) | 部会長 | 1名 |
| (2) | 副部会長 | 2名 |
| (3) | 常任委員 | 3名 |
| (4) | 委員 | 10名以内 |

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、以下の方法による。

- ① 部会長は、企画推進委員長が原則として女性理事のうちより指名選任する。ただし、この法人の理事に女性理事が不在の場合は、委員のうちより指名選任する。
- ② 副部会長及び常任委員は、部会長が委員の中より指名選任する。
- ③ 委員は、各支部より65歳以下のものを1名選出する。ただし、女性評議員若しくは支部長の推薦したものとする。

(役員任期)

第8条 前条により選任された役員任期は、この法人の規程に準ずる。

第4章 会議

(会議)

第9条 この部会に、次の会議をおく。

- ① 常任役員会（部会長、副部会長、常任委員）
 - ② 役員会（部会長、副部会長、常任委員、委員）
- 2 会議は、事前に企画推進委員長の承認を得た上で、部会長が招集する。
 - 3 会議は、役員過半数の出席をもって開催することを要件とする。
 - 4 議決は、出席役員過半数をもって決する。また、企画推進委員会の委員は、必要に応じこの部会の会議に参加することができる。
 - 5 役員は、この部会の会議の議決事項を支部評議員会に報告することができる。

(会議の議決事項)

第10条 この部会の会議の議決事項は、企画推進委員会の承認を得なければならない。

(経費)

第11条 この部会の経費は、企画推進委員会からの運営補助金をもって支弁する。

なお、経費の支出は企画推進委員長の承認を得て行う。

附則

1. この規約の改廃は、企画推進委員会で行い、理事会に報告する。
2. この規約は、平成4年10月5日から施行する。
3. この規約は、令和3年1月28日から改正施行する。

(平成 4年10月 5日 施 行)

(平成 6年 4月 1日 一部改正施行)

(平成 6年 7月20日 一部改正施行)

(平成 8年11月27日 一部改正施行)

(平成14年 9月27日 一部改正施行)

(平成18年 7月19日 一部改正施行)

(平成20年 6月30日 一部改正施行)

(平成21年 5月27日 一部改正施行)

(平成22年 1月27日 一部改正施行)

(平成22年 7月27日 一部改正施行)

(平成26年 4月 1日 一部改正施行)

(平成26年10月27日 一部改正施行)

(平成30年 5月19日 一部改正施行)

(令和 3年 1月28日 一部改正施行)